

蕨市水道事業給水条例改正に伴い令和8年7月1日より 水道利用分担金が以下のとおり改正されます

改定料金（県平均並みへ改定）

（税抜き）

口径	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm
改定前	100,000円	180,000円	500,000円	1,200,000円	2,000,000円	6,000,000円	12,000,000円
改定後	140,000円	230,000円	490,000円	1,590,000円	2,700,000円	7,050,000円	13,470,000円

新旧分担金適用例

7月1日（改定日）

宅内竣工検査合格（年内）

	令和8年6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
ケース① →旧分担金	申請 ●					宅内竣工検査	●	
ケース② →新分担金		申請 ●				宅内竣工検査	●	
ケース③ →新分担金	申請 ●						宅内竣工検査	●

※ケース①工事申請が7月1日より前かつ宅内竣工検査合格が令和8年以内の場合：**旧分担金**

※ケース②工事申請が7月1日以降の場合：**新分担金**

※ケース③工事申請が7月1日より前で宅内竣工検査合格が令和9年1月以降の場合：**新分担金**